

【環境への負荷の量の程度】

12 廃棄物等

(1) 予測の結果

ア 予測の基本的な手法

建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況及び処理・処分の方法を把握した。

予測の基本的な手順は、図9.1.12-1に示すとおりである。

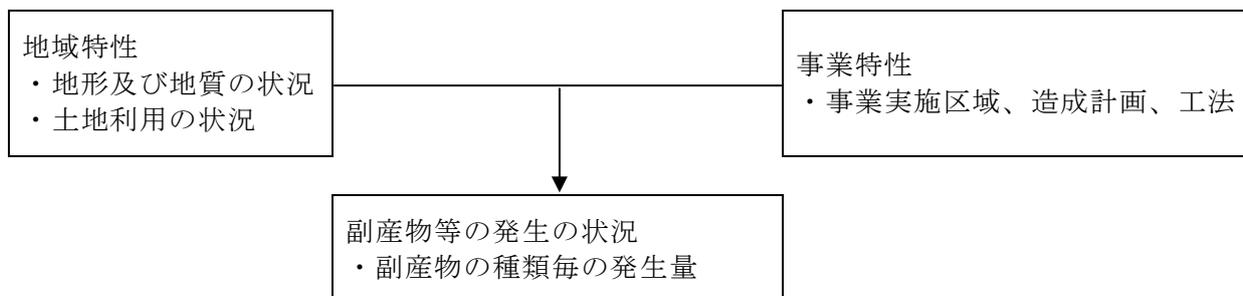


図9.1.12-1 予測の基本的な手順

イ 予測地域

予測地域は、事業実施区域のみで発生することから事業実施区域とした。

ウ 予測対象時期

予測対象時期は、掘削工事や既存工作物の撤去による副産物の発生を対象とすることから、工事期間中とした。

エ 予測結果

廃棄物等の種類及び発生量は表9.1.12-1に示すとおりである。

建設発生土は76,000m<sup>3</sup>、コンクリートがらは5,800m<sup>3</sup>、アスファルトがらは7,900m<sup>3</sup>と予測された。

なお、事業実施区域内にはほとんど樹木はないため、樹木の伐採の計画はない。

表9.1.12-1 廃棄物等の種類及び発生量

種類	発生量 (m <sup>3</sup> )	算定根拠
建設発生土	76,000	調整池、水路の掘削 (掘削量: 76,000m <sup>3</sup> )
コンクリートがら	5,800	既設水路の撤去 (延長距離: 約 14,000m)
アスファルトがら	7,900	既設道路の撤去 (舗装面積: 約 160,000m <sup>2</sup> )

建設工事に伴う副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、適正に処理・処分することとする。

建設発生土は事業実施区域内で盛土として再利用され、コンクリートがら、アスファルトがらについては再資源化施設への搬出により有効利用を図ることから、事業の実施に伴う環境負荷は小さいと予測される。

## (2) 環境保全のための措置

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

### ア 環境保全措置の検討

建設工事に伴う副産物の影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.12- 2 に示すとおりである。

表 9.1.12- 2 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
低減	建設発生土については事業実施区域内での再利用	再利用により処分量を抑制できる。	なし
低減	コンクリートがら等については再資源化施設への搬出	再資源化施設への搬出により処分量を抑制できる。	なし

### イ 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.12- 3 に示すとおりである。

表 9.1.12- 3 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
低減	建設発生土については事業実施区域内での再利用	建設発生土については事業実施区域内で盛土として再利用することから、廃棄物の発生量を抑制できると判断した。
低減	コンクリートがら等については再資源化施設への搬出	コンクリートがら等については再資源化施設へ搬出しリサイクルされることから、廃棄物の発生量を抑制できると判断した。

ウ 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.12- 4 に示すとおりである。

表 9.1.12- 4 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	廃棄物等	
実施主体	事業者	事業者
環境保全措置の内容	建設発生土については事業実施区域内で盛土として再利用する。	コンクリートがら等は再資源化施設へ搬出する。
環境保全措置の効果	再利用により処分量を抑制できる。	再資源化施設への搬出により処分量を抑制できる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	環境負荷の低減が期待できる。	環境負荷の低減が期待できる。
効果の不確実性の程度	不確実性の程度は小さいと考える。	不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。	特になし。

また、コンクリートがら等は事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討する。

(3) 評価の結果

本事業の実施による環境負荷は、建設発生土については事業実施区域内での再利用、コンクリートがら等については再資源化施設への搬出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

また、コンクリートがら等は事業実施区域内の道路の路盤材として再利用を検討することにより、本事業の実施による環境負荷はさらに低減されるものと判断する。